

(平成25年8月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和35年8月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月14日から同年10月1日まで

A社に昭和34年8月1日から勤務し、52年5月31日に退職するまで勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社C工場から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び同僚の供述から判断すると、昭和35年8月14日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支社における昭和35年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年6月28日は31万5,000円、同年10月28日は9万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月28日
② 平成16年10月28日

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間①及び②の記録が無いので、両申立期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の両申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳における厚生年金保険料の控除額から、平成16年6月28日は31万5,000円、同年10月28日は9万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の両申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成15年4月1日に、同資格喪失日に係る記録を同年12月30日とし、申立期間①の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成16年4月1日に、同資格喪失日に係る記録を同年12月30日とし、申立期間②の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成17年4月1日に、同資格喪失日に係る記録を同年12月29日とし、申立期間③の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

申立人は、申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成18年4月1日に、同資格喪失日に係る記録を同年12月31日とし、申立期間④の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る全ての申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月1日から同年12月30日まで
② 平成16年4月1日から同年12月30日まで
③ 平成17年4月1日から同年12月29日まで
④ 平成18年4月1日から同年12月31日まで

申立期間の前から平成 18 年 12 月まで A 社に季節雇用で勤務していたが、15 年以降の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す源泉徴収票等を提出するので、全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された平成 15 年分、17 年分及び 18 年分の源泉徴収票及び申立期間②、③及び④に係る雇用保険受給資格者証、並びに事業主の「関係資料は保存されていないが、申立期間についても本来は厚生年金保険被保険者として届出すべきであった。また、源泉徴収票が無い平成 16 年に関しては、雇用保険受給資格者証に記載されている離職時賃金日額が同年とその後の年とでは近似していることから、控除されていた厚生年金保険料控除額についても同年とその後の年とでは近似したものと思われる。」旨の回答から判断して、申立人は、全ての申立期間において、A 社に勤務し、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、平成 15 年分の源泉徴収票において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から 28 万円、また、申立期間②、③及び④の標準報酬月額については、当該期間に係る雇用保険受給資格者証に記載されている離職時賃金日額に基づく報酬月額及び上記の事業主の回答から、それぞれ 38 万円、36 万円、34 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの被保険者資格の得喪に係る届出を行っておらず、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成15年12月から16年12月までは28万円、17年1月から同年8月までは26万円、同年9月から同年12月までは24万円、18年1月から同年12月までは26万円、19年1月から同年3月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②、③、④及び⑤の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月30日は9万8,000円、16年12月30日は9万6,000円、17年12月30日は10万1,000円、18年12月29日は8万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月1日から19年4月1日まで
② 平成15年12月30日
③ 平成16年12月30日
④ 平成17年12月30日
⑤ 平成18年12月29日

A社で勤務した期間のうち、申立期間①については、年金記録の標準報酬月額が、当時の給与額に比べて低いと思うので調べてほしい。

また、申立期間②、③、④及び⑤については、当該事業所から賞与の支払を受けたが、当該賞与に係る年金記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、B 税務署から提出された申立人のA社に係る平成15年、16年、17年、18年及び19年の報酬の支払調書において確認又は推認できる報酬額及び厚生年金保険料控除額から、15年12月から16年12月までは28万円、17年1月から同年8月までは26万円、同年9月から同年12月までは24万円、18年1月から同年12月までは26万円、19年1月から同年3月までは24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としているが、報酬の支払調書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、報酬の支払調書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 C銀行から提出された通常貯金預払状況調書により、申立人は、申立期間②、③、④及び⑤において、当該事業所から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された平成15年、16年、17年及び18年に係る賞与明細書及び預金通帳により、これら同僚は、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、上記通常貯金預払状況調書に記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年12月30日は9万8,000円、16年12月30日は9万6,000円、17年12月30日は10万1,000円、18年12月29日は8万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の

履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を、社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②、③、④及び⑤の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月29日は8万1,000円、同年12月30日は10万1,000円、18年7月31日は9万1,000円、同年12月29日は9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年5月1日から19年4月1日まで
② 平成17年7月29日
③ 平成17年12月30日
④ 平成18年7月31日
⑤ 平成18年12月29日

A社で勤務した期間のうち、申立期間①については、年金記録の標準報酬月額が、当時の給与額に比べて低いと思うので、調べてほしい。

また、申立期間②、③、④及び⑤については、当該事業所から賞与の支払を受けたが、当該賞与に係る年金記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行

われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社に係る給与明細書並びにB税務署から提出された申立人の同社に係る平成17年、18年及び19年の報酬の支払調書において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としているが、前述の給与明細書並びに報酬の支払調書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記資料により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人から提出された預金通帳により、申立人は、申立期間②、③、④及び⑤において、当該事業所から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された平成17年及び18年に係る給与明細書及び預金通帳により、これら同僚は、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、上記預金通帳に記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年7月29日は8万1,000円、同年12月30日は10万1,000円、18年7月31日は9万1,000円、同年12月29日は9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を、社会保険事務所に対して行っ

たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

申立期間は、C社からA社に異動になった時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、C社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に、昭和35年7月1日にC社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年10月1日にA社において同資格を取得している者が多数確認できるところ、複数の同僚が本件と同じく申立期間の被保険者記録の欠落についての申立てを行っており、当該申立ての調査において申立人と同職種の同僚から提出された申立期間に係る給料支払明細書によると、当該同僚は、申立期間においてA社から給与の支払を受け、当該給与に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚の給料支払明細書によると、当該同僚は申立期間において、異動元のC社における資格喪失時の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できることから、申立人についても同社における昭和35年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、事業所名簿によると、A社は、昭和35年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において、同保険の適用事業所となっていないものの、商業法人登記履歴事項全部証明書によると、同社は、申立期間当時、法人事業所であり、複数の同僚の供述から判断すると、5人以上の従業員が常時勤務していたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が保存されておらず不明であるとしているが、上述のとおり、A社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成14年10月から15年3月までは22万円、同年4月は28万円、同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月から16年1月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月31日は8万4,000円、同年12月30日は9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から16年2月16日まで
② 平成15年7月31日
③ 平成15年12月30日

A社で勤務した期間のうち、申立期間①については、年金記録の標準報酬月額が、当時の給与額に比べて低いと思うので調べてほしい。

また、申立期間②及び③については、当該事業所から賞与の支払を受けたが、当該賞与に係る年金記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び

申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までの期間及び15年2月から同年6月までの期間の標準報酬月額については、申立人が保管するA社に係る給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、14年10月から同年12月まで並びに15年2月及び同年3月は22万円、同年4月は28万円、同年5月は24万円、同年6月は26万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成15年1月及び同年7月から16年1月までの期間については、申立人は給与明細書を保管していないものの、複数の同僚の給与明細書によると、当該期間を含む14年10月から16年2月までの期間において、保険料率の変更の有無にかかわらず、毎月同額の厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから判断して、申立人についても、この期間において、毎月同額の保険料が控除されていたものと認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、平成15年1月は22万円、同年7月から16年1月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としているが、上記資料により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記資料により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人から提出された預金通帳により、申立人は、申立期間②及び③において、当該事業所から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された平成15年に係る賞与明細書及び預金通帳により、これら同僚は、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、上記預金通帳に記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年7月31日は8万4,000円、同年12月30日は9万2,000

円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を、社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

A社から支給された申立期間の賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書(控)により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書(控)において確認できる賞与額から、25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和48年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月27日から同年11月1日まで

A社本社から、関連会社であるC社に異動となった際の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録、D健康保険組合の回答及び申立人と同時期に異動したとする同職種の複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（昭和48年11月1日にA社本社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社本社における昭和48年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、同保険料を納付したか否か不明であるとしているが、B社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は、申立人の資格喪失日を昭和48年10月27日として届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の同保険料につ

いて納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 4707

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和43年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月25日から同年12月5日まで

申立期間は、A社の関連会社であるC社（現在は、D社）からA社B支店に異動した時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社及びA社の回答並びに申立期間当時の同社B支店の社会保険事務担当者を含む複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和43年11月25日にC社からA社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和43年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社B支店は、昭和43年12月5日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、同社同支店は法人事業所であり、当時の社会保険事務の担当者を含む複数の同僚の供述により、申立期間当時は少なくとも5人以上の社員が同社同支店の運営するA社Eターミナル店の開店準備の業務に従事し

ていたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主は、申立期間においてA社B支店が厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成元年 3 月まで
申立期間当時、私は学生であったが、父の勧めにより国民年金に加入することとし、20 歳になった昭和 63 年*月頃、父に国民年金の加入手続を行ってもらい、その後、申立期間の国民年金保険料を納付してもらった。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳になった昭和 63 年*月頃、父に国民年金の加入手続を行ってもらい、その後、申立期間の国民年金保険料を納付してもらった。」と述べているが、申立人の年金手帳には、「平成」の元号があらかじめ印刷されている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者に係る資格取得状況及び保険料納付状況調査により、平成 5 年 10 月頃に払い出されたものと推認されることから、申立人はその頃に国民年金の加入手続を行ったものと認められる。

また、申立期間当時、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行った平成 5 年 10 月の時点では、申立期間の国民年金保険料は、既に時効により納付することができない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたとする申立人の父親は、申立人の保険料の納付について、「記憶に無い。」と述べている。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 11 月 26 日から同年 12 月末頃まで
② 昭和 61 年 6 月 6 日から同年 9 月末頃まで

申立期間①は、昭和 44 年 12 月から 48 年 12 月末頃まで A 社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同年 11 月 26 日となっている。

申立期間②は、昭和 59 年 9 月から 61 年 9 月末頃まで B 社（現在は、C 社）に勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同年 6 月 6 日となっている。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 48 年 12 月に支給される賞与を受け取った後に A 社を退職しており、同社には、同年 12 月末頃まで勤務した。」と主張している。

しかしながら、A 社から提出された退職者に関する資料及び失業保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は、昭和 48 年 11 月 25 日に同社を退職していることが確認でき、これは、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録における厚生年金保険被保険者資格喪失日（離職日の翌日）と符合している上、同社は、「申立人に関する賃金台帳等の資料は保存されておらず、今となつては、申立人の勤務期間における給与及び賞与の支給状況並びに厚生年金保険料の控除について確認することはできないが、提出した資料のとおり、申立人は、昭和 48 年 11 月 25 日に退職しており、申立期間①に係る厚生年金保険料を控除していないと考えられる。」と回答している。

また、当時の事務担当者は、「退職した日までは覚えていないものの、申立人を記憶している。当時、従業員の退職時には、事前に面接等を行い、事情を確認して社会保険の被保険者資格の喪失等に関する届出書を作成しており、その内容を本人に確認した上で確認印を押してもらっていた。申立人も同様である。」と供述している。

さらに、被保険者原票により、申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者で、申立人と同様に、当時、A社D支店に勤務していたとする同僚9人（申立人が名前を挙げた同僚3人を含む。）から回答が得られたものの、当該9人は、いずれも申立人の退職時期を記憶しておらず、申立人の申立ての事実を裏付ける供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、「A社を退職した後、親族が営む事業所に勤務した。」と供述しているところ、親族が営む事業所に係る被保険者原票によると、申立人は、昭和48年12月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

2 申立期間②について、申立人は、「B社に在籍中の昭和61年7月頃に入院し、医師から復職できないと言われたため、同年9月頃に解雇された。」と主張している。

しかしながら、C社は、「当時の資料を保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況並びに同保険料控除について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「私は、昭和61年8月にB社を退職した。申立人は、それ以前の同年6月に退職している。」と供述している上、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間②において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者で、申立人と同様に、当時、同社E支店に勤務していたとする同僚4人から回答が得られたところ、このうち、昭和61年4月及び同年5月に入社したとする二人は、「申立人は入院していたが、私が入社してから1か月間程度で退職したと記憶している。」と供述している。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における離職日は、昭和61年6月5日であることが確認でき、これは、被保険者名簿及びオンライン記録における厚生年金保険被保険者資格喪失日（離職日の翌日）と符合している。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る申立内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 5 月 1 日から 59 年 6 月まで
② 昭和 59 年 7 月から 60 年 10 月まで
③ 昭和 61 年 11 月 21 日から 63 年 10 月まで

申立期間①について、A社に昭和 55 年 7 月 1 日から 59 年 6 月まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格喪失日が 56 年 5 月 1 日となっている。

申立期間②について、B社に昭和 59 年 7 月から 60 年 10 月まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間③について、C社に昭和 60 年 11 月 1 日から 63 年 10 月まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格喪失日が 61 年 11 月 21 日となっている。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社における勤務状況に関する供述及び申立人が同社で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚3人のうち1人の供述から判断すると、退職時期の特定はできないものの、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和 62 年 6 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は、平成 14 年 12 月 3 日に解散していることが確認できる上、当時の事業主に照会したものの回答を得ることができないことから、申立人の申立期間①における勤務実態並びに厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間①及びその前後の期間において、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた同僚 11 人（上記申立人が名前を挙げた同僚 3 人を含む。）に照会し、7 人から回答が得られたところ、そのうち上述の同僚を含む 5 人は、「申立人を記憶しているが、申立人の申立期間①における厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述しており、申立人の申立ての事実を裏付ける供述を得ることができなかった。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①において国民年金に加入しており、当該期間のうち昭和 56 年 5 月から 58 年 7 月までの期間については、法定免除期間、59 年 4 月から同年 6 月までの期間については、申請免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人の B 社に勤務することになった経緯等に関する供述及び申立人が同社と一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚二人のうち一人の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったのは、昭和 54 年 3 月 1 日から 58 年 2 月 28 日までの期間であることから、申立期間②当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は、平成元年 12 月 3 日に解散していることが確認できる上、当時の事業主は既に死亡していることから、当該謄本により、申立期間当時、役員であったことが確認できる者のうち、唯一生存及び所在が確認できた者に照会したものの、「当時のことは分からない。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態並びに厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

さらに、上述の回答が得られた同僚は、「私は、申立期間②に B 社に勤務していたが、当時、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかについては、分からない。」と供述しており、申立人の申立てを裏付ける供述及び資料を得ることができなかった。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②において国民年金に加入し、当該期間のうち、昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月までの期間は、申請免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③について、複数の同僚の供述から判断すると、退職時期の特定はできないものの、申立人は、C社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、平成2年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は、3年8月29日に精算終了となっていることが確認できる上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間当時の役員のうち、唯一生存及び所在が確認できた者に照会したものの、回答を得ることができず、申立人の申立期間③における勤務実態並びに厚生年金保険の適用状況及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚3人、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間及びその前後に、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた者4人の計7人に照会し、4人から回答が得られたところ、全員が、「申立人の申立期間③における厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述しており、申立人の申立ての事実を裏付ける供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4710 (事案 522、1424、2079、2080、3619、4132、4255、4325、4438 及び 4616 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで

申立期間は、A社（現在は、B社）C支店で勤務しており、給与は毎年増加していたが、年金記録によると、標準報酬月額が前年より減少又は前年と同額になっている期間があるため、これまで何度も申し立てたが、いずれも記録訂正は認められなかった。しかし、委員会の判断理由には納得できないので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和38年1月1日から58年8月1日までの期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間の一部の期間に係る給与所得の源泉徴収票及び資格・賃金通知書を提出しているものの、これらの資料では報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できない上、申立人に係る厚生年金基金加入員台帳において確認できる標準報酬月額はオンライン記録と一致していること、ii) オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の定時決定及び随時改定の記録のうち2回の定時決定について、従前の標準報酬月額よりも低い標準報酬月額を決定していることが確認できるものの、いずれもその直前の随時改定において2等級又は6等級高い標準報酬月額に改定された後、当該定時決定において1等級又は3等級低い標準報酬月額を決定していることが確認できることから、これらの標準報酬月額の変動については、何らかの手当の増額等により、一時的に報酬月額が高額になり標準報酬月額が高く改定され、その一時的な状況が解消された後に、標準報酬月額が低く決定されているものと推測できる上、その前後の期間における申立人の標準報酬月額の推移からも妥当性を欠くものではないと判断できること、iii) 申立人が名前を

挙げた同僚のうち複数の者は、オンライン記録によると、申立人と同水準の標準報酬月額で推移していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが低額に記録されている事情が見当たらないこと、iv) 申立人は、「昭和52年6月に当時の事務担当者が社員の厚生年金保険料を数年間にわたり着服していた事実が発覚している。この事務担当者とは別の者が事務を担当していたD地区及びE地区については、社員の標準報酬月額が下がっていないはずである。」と具体的に主張しているものの、B社は「そのような事実はない。」と回答しており、申立人が名前を挙げた複数の同僚からもこれを裏付ける供述が得られなかった上、オンライン記録によると、A社F支店又は同社G支店において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、申立人と同時期に、標準報酬月額が低く改定されている者が45人確認できること、v) 申立人が新たに名前を挙げた同僚21人のうち回答が得られた18人からも、申立人の申立ての事実を裏付ける供述は得られず、このうち2人から提供された申立期間の一部の期間に係る給与明細書により、当該同僚が事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料負担額であったことが確認できる上、事業主による標準報酬月額の届出についても、当時の厚生年金保険法に基づく適正な届出が行われていたことが確認できること、vi) 申立人は、前々回及び前回の申立てにおいて、申立期間を昭和50年10月1日から同年11月1日までの期間とし、「当時の本給額は16万7,000円であり、そのほかに手当もあったことからみて、申立期間の標準報酬月額は低すぎる。」と主張しているところ、申立人が、厚生年金保険の実務担当者であった者として新たに名前を挙げた同僚の供述及び当該同僚から提供された同年4月分から同年11月分までの給与明細書により、当該同僚が給与から控除されていた厚生年金保険料は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料負担額であったことが確認できるとともに、事業主による標準報酬月額の届出についても、当時の厚生年金保険法に基づく適正な届出が行われていたことが再度確認されていること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月21日付け、同年10月30日付け、22年6月11日付け、23年4月1日付け、同年9月16日付け、24年1月13日付け、同年6月1日付け、同年11月9日付け及び25年5月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、前回の申立時と同一の資料等を提出し、「委員会の判断理由には納得できない。」と主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

なお、これまでの調査において同僚から提供された今回の申立期間に係る一部の給与明細書を再度確認したところ、当該同僚が給与から控除されていた厚生年金保険料は、当該同僚のオンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料負担額であり、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額に見合う

厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4711（事案 4069 及び 4387 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月 6 日から 57 年 2 月 1 日まで

申立期間は、当初の申立てにおいて、A社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申し立てたが、第三者委員会から年金記録の訂正は認められないとの通知をもらった。

その後、自身の記憶を整理したところ、申立期間の勤務先は、A社を退職後すぐに勤務したB社であったことを思い出し、同社には、昭和 56 年 1 月 6 日から勤務していたはずだが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は 57 年 2 月 1 日となっているので、再調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと再申立てを行ったが、第三者委員会から年金記録の訂正は認められないとの通知をもらった。

今回、新たにB社を紹介してくれた者の連絡先が分かったので、再調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てにおいて、昭和 56 年 12 月 31 日までA社に勤務していたと主張していたところ、当該申立てについて、i) 当該事業所は、「申立期間に係る健康保険及び厚生年金保険並びに雇用保険の届出資料によると、申立人は、昭和 55 年 12 月 31 日に退職したものと考えられる。」と回答しており、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書離職証明書（事業主控）によると、申立人は、55 年 12 月 31 日に当該事業所を退職しており、事業主は、オンライン記録どおりの届出を行ったことが確認できること、ii) 雇用保険受給資格者証の写しによると、申立人は、昭和 55 年 12 月 31 日に当該事業所を退

職した後、56年1月16日に求職の申込みを行い、待期期間及び給付制限期間の満了後、同年12月19日までの期間について求職者給付を受給していることが確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年8月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の再申立てについて、申立人は、「申立期間の勤務先は、A社を退職後、すぐに勤務したB社であったことを思い出した。同社には、昭和56年1月6日から勤務していたはずであるが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は57年2月1日となっている。再調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。」と主張していたところ、当該申立てについて、i) オンライン記録によると、当該事業所は、平成10年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、事業主の妻に照会したところ、「当時の資料は保管されていないため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。私は、厚生年金保険の取扱いについては分からず、申立人のことも知らない。」と回答しており、申立人の申立てに係る事実を確認できる資料及び供述を得ることができないこと、ii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる5人(申立人が名前を挙げた同僚を含む。)に照会し、3人から回答が得られたところ、このうちの二人は、「申立人がスクラップ関係の仕事をしていたことは記憶しているが、B社に入社した時期については分からない。」と述べており、別の一人は申立人を記憶していないことから、申立人の入社日を確認できる供述を得ることができないこと、iii) 雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間中に求職者給付を受給していることが確認できる上、当該事業所における申立人の資格取得日は、昭和57年2月1日と記録されており、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していること等を理由として、平成24年9月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「これまで2回の申立ての結果には納得できない。今回、新たにB社に勤務していた者で、私を同社に紹介してくれた者の連絡先が分かったので、再調査のうえ、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。」と主張していることから、同人に照会したところ、申立人の勤務期間について、「A社と取引があったことから、申立人が同社に勤務していた時から知っており、その当時から忙しい時に手伝ってもらっていた。B社は、ずっと人手不足の状態が続いていたことから、申立人に『良かったら来ないか』と言ったことがあるかもしれないが、その話をした時期についてははっきりした記憶が無い。また、記憶もあやふやになっており、申立人が同社に入社した時期や勤務期間の特定はできない。」と供述するとともに、申立期間の厚生年金保険料の控除について、「私は、事務的なこ

とにタッチしておらず、全て社長が行っていたため、申立人の厚生年金保険の加入状況及び同保険料の控除については分からない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる供述は得られなかった。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。